

2025年度 風水害等に対する一宮市の支援制度

- ・各支援の適用条件等についての詳細は、各支援の右記「担当課」に直接お問い合わせください。
- ・災害の規模等によって、適用できる支援制度は異なります。
- ・年度途中であっても、災害の種類・規模により内容が変更・追加されることがありますので、ご注意ください。

【2025.4.1現在】

名 称	支 援 内 容		適 用 条 件	担当課
災害見舞金の支給	・ 1 世帯 10万円		災害により自己の居住の用に供する住宅が全焼、全壊、又は流失したとき	福祉総務課 28 - 9015
	・ 1 世帯 5 万円		災害により自己の居住の用に供する住宅が半焼、半壊、又は床上浸水したとき	
	・ 1 人 10万円		災害により世帯に属する者が死亡したとき、又は死亡したと推定されるとき	
	・ 1 人 2 万円		災害により世帯に属する者が1カ月以上にわたり入院加療を必要とする負傷をしたとき	
災害弔慰金の支給	・死亡者が主たる生計者の場合 ・その他の場合	500万円 250万円	災害救助法が適用された災害により、死亡したとき	
災害障害見舞金の支給	・災害により障害者となった者が主たる生計者の場合 ・その他の場合	250万円 125万円	災害救助法が適用された災害により、障害者となったとき	
災害援護資金の貸付	①1カ月以上の療養を必要とする世帯主の負傷があった場合 ・家財の1/3未満の損害 150万円 ・家財の1/3以上の損害 250万円 ・住居が半壊 270万円 ・住居が全壊 350万円 ②世帯主に負傷がない場合 ・家財の1/3以上の損害 150万円 ・住居が半壊 170万円 ・住居が全壊 250万円 ・住宅が滅失又は流失 350万円		災害救助法が適用された災害により、家財や住宅に被害を受けたとき	
	【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 右記の ①、②、③の場合 100万円 ④ の場合 50万円 (※1人世帯の場合は該当金額の3/4)		暴風雨、洪水などの自然災害により居住する住宅が ①全壊（全流出）したとき ②半壊するなど倒壊の恐れがあり、解体が必要なとき ③居住不能な状態が長期間継続するとき ④半壊するなど構造耐久上主要な部分の補修を含む大規模な補修が必要なとき ⑤半壊するなど居室の壁、床など室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修が必要なとき	
被災者生活再建支援金の支給	【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 右記①～④の世帯の方が ア．住宅を建設・購入した場合 200万円 イ．住宅を補修した場合 100万円 ウ．住宅を賃借する場合 50万円 右記⑤の世帯の方が ア．住宅を建設・購入した場合 100万円 イ．住宅を補修した場合 50万円 ウ．住宅を賃借する場合 25万円 (※1人世帯の場合は該当金額の3/4、 2つ以上該当するときは金額が高いもの)			

名 称	支 援 内 容	適 用 条 件	担当課
障害者等に係る介護給付費・訓練等給付費・通所給付費・地域生活支援給付費利用者負担額の減額	災害の発生した日以後1年間に限り、利用者負担額を以下の基準により減額 支給決定障害者及び生計維持者に係る前年の合計所得金額の合算額 【損害 概ね10分の3以上10分の5未満 または、床上浸水】 ・500万円以下 50%減額 ・500万円超750万円以下 30%減額 ・750万円超1,000万円以下 10%減額 【損害 概ね10分の5以上】 ・500万円以下 70%減額 ・500万円超750万円以下 50%減額 ・750万円超1,000万円以下 30%減額	災害により住宅又は家財の概ね10分の3以上の損害を受けた方、および床上浸水にあった方で、支給決定障害者及び生計維持者に係る前年の合計所得金額の合算額が1,000万円以下	障害福祉課 28 - 9134
あんしん介護予防事業における事業対象者のサービス利用者負担額の減額	災害の発生した日以後1年間に限り、利用者負担額を以下の基準により減額 事業対象者被保険者等及び生計維持者に係る前年の合計所得金額の合算額 【損害額10分の3以上10分の5未満】 ・500万円以下 50%減額 ・500万円超750万円以下 30%減額 ・750万円超1,000万円以下 10%減額 【損害額10分の5以上】 ・500万円以下 70%減額 ・500万円超750万円以下 50%減額 ・750万円超1,000万円以下 30%減額	災害により受けた損害額がその財産等の10分の3以上で、第1号被保険者及び生計維持者に係る前年の合計所得金額の合算額が1,000万円以下	高年福祉課 28 - 9151
介護保険料の減免	災害の発生した日以後1年間に限り、介護保険料を以下の基準により減免 第1号被保険者及び生計維持者に係る前年の合計所得金額の合算額 【損害額10分の3以上10分の5未満】 ・500万円以下 50%減免 ・500万円超750万円以下 25%減免 ・750万円超1,000万円以下 12.5%減免 【損害額10分の5以上】 ・500万円以下 100%減免 ・500万円超750万円以下 50%減免 ・750万円超1,000万円以下 25%減免	災害により受けた損害額がその財産等の10分の3以上で、第1号被保険者及び生計維持者に係る前年の合計所得金額の合算額が1,000万円以下	介護保険課 保険料・管理G 28 - 9019
要介護・要支援認定者のサービス利用者負担額の減免	災害の発生した日以後1年間に限り、利用者負担額を以下の基準により減免 要介護被保険者等及び生計維持者に係る前年の合計所得金額の合算額 【損害額10分の3以上10分の5未満】 ・500万円以下 50%減免 ・500万円超750万円以下 30%減免 ・750万円超1,000万円以下 10%減免 【損害額10分の5以上】 ・500万円以下 70%減免 ・500万円超750万円以下 50%減免 ・750万円超1,000万円以下 30%減免	災害により受けた損害額がその財産等の10分の3以上で、第1号被保険者及び生計維持者に係る前年の合計所得金額の合算額が1,000万円以下	介護保険課 給付G 28 - 9018

名 称	支 援 内 容	適 用 条 件	担当課
市県民税の減免	①災害により死亡した場合、死亡した日以後に到来する納期限に係る納付額の全額免除 ②災害により障害者となった場合、障害者となった日以後1年以内に到来する納期限に係る納付額の90%を減額	災害により死亡又は障害者となったとき	市民税課 個人市民税G 28 - 8963
	災害の発生した日から1年以内に到来する納期限に係る納付額を以下の基準により減額 前年の合計所得金額 【損害額10分の3以上10分の5未満】 ・500万円以下 50%減額 ・500万円超750万円以下 25%減額 ・750万円超1,000万円以下 12.5%減額 【損害額10分の5以上】 ・500万円以下 全額免除 ・500万円超750万円以下 50%減額 ・750万円超1,000万円以下 25%減額	災害により住宅や家財に著しい損害（損害額が住宅又は家財の価額の10分の3以上）を受けた方で、前年の合計所得金額が1,000万円以下 *床上浸水等も該当します。	
事業所税の減額 ※この支援は事業所が対象です	被害を受けた事業所等の面積に係る資産割相当額に、被害により休止した日の属する月から事業を再開した日の属する月までの期間に係る月数を課税標準の算定期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額を減額	災害により被害を受けた事業所等であつて、被害を受けたことにより事業の用に供されていない期間があつた事業者	市民税課 税制・諸税G 28 - 9150
固定資産税の減額	被災した土地・家屋・償却資産に係る令和7年度未到来納期分税額の40～100%を減額	災害により当該固定資産（土地・家屋・償却資産）が受けた損害が評価額の20～100%に相当するとき （別途、資産税課による現地調査を実施する場合があります）	資産税課 28 - 8966
国民健康保険税の減免	死亡後に到来する納期限に係る納付額の100%を減額	災害により納税義務者が死亡した場合	保険年金課 国民健康保険税G 28 - 9012
	障害者となった日から1年以内に到来する納期限に係る納付額の90%を減額 災害発生日から1年以内に到来する納期限に係る納付額を以下の基準により減額 前年の世帯の合計所得金額 ・500万円以下 30%減額 ・500万円超750万円以下 20%減額 ・750万円超1,000万円以下 10%減額 *減額割合は、被害の程度により引き上げあり	災害により納税義務者が障害者となった場合 災害により住宅や家財に著しい損害（損害割合が30%以上）を受けた場合 *住宅が床上浸水の被害を受けた場合も、該当します。	
国民健康保険医療費の一部負担金の減免	災害を受け死亡するまでの一部負担金の100%を減額（減免を受けられる期間は最長3か月間）	災害により世帯主が死亡した場合	保険年金課 国民健康保険給付G 28 - 9011
	障害者となった日以降の一部負担金の90%を減額（減免を受けられる期間は最長3か月間） 減免を受けられる期間は原則として申請した日の属する月から3か月間（災害の発生した日の属する月から6か月以内の申請に限る） 前年の世帯の合計所得金額 ・500万円以下 30%減額 ・500万円超750万円以下 20%減額 ・750万円超1,000万円以下 10%減額 *減額割合は、被害の程度により引き上げあり	災害により世帯主が障害者となった場合 災害により住宅や家財に著しい損害（損害割合が30%以上）を受けた場合 *住宅が床上浸水の被害を受けた場合も、該当します。	

名 称	支 援 内 容	適 用 条 件	担当課
後期高齢者医療保険料の減額	被害を受けた月から1年間の月割保険料を以下の基準により減額 ・5割以上の被害 全額免除 ・2割以上5割未満の被害 50%減額	災害により住宅や家財に著しい損害を受けた方 *減額の認定は、愛知県後期高齢者医療広域連合が行います。	保険年金課 後期高齢者医療G 28 - 8985
後期高齢者医療費の一部負担金の免除	以下の基準により、一部負担金を免除（被害を受けた日から、1年以内の申請に限る。） ・5割以上の被害 申請日から6か月間 ・2割以上5割未満の被害 申請日から3か月間	災害により住宅や家財に著しい損害を受けた方で、世帯主が市民税を減免又は非課税の場合 *免除の認定は、愛知県後期高齢者医療広域連合が行います。	
国民年金保険料の減免	第1号被保険者（農業、自営業者など）の国民年金保険料を全額又は一部免除 免除された期間は、将来受取る年金額を計算する時に、全額免除は1/2、一部免除は5/8～7/8を納付期間として反映	第1号被保険者の方で、災害により住宅、家財、その他財産について、概ね1/2以上の損害を受けた方 *減免の認定は国が行います。	保険年金課 国民年金G 28 - 9014
放課後児童クラブ利用手数料の免除	災害の発生した日の属する月から1年間、放課後児童クラブ利用手数料を免除	居住する家屋が、災害により半壊、半焼、床上浸水以上の被害を受けた場合	子育て支援課 入所・施設管理G 28 - 9022
児童扶養手当支給制限の適用除外	災害の発生した日の属する月から翌年の10月まで、支給制限（一部又は全部支給停止）を適用除外。ただし、法令で定める所得制限額以上で受給した場合は返還	受給者又は扶養義務者の財産が災害により、おおむね1/2以上の損害を受けた場合	子育て支援課 手当G 28 - 9023
住宅資金の貸付	災害時により特に必要と認められる場合（補修、保全、増改築、建設、購入） 貸付限度額 2,000,000円	住宅の全焼、半焼、全壊、半壊、崖崩れ、土砂崩れを受けたとき 対象者：母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	子ども家庭相談課 ひとり親家庭相談 28 - 9133
保育料の減額	災害の発生した日の属する月から1年間、保育料を以下の基準により減額 被災世帯の保育料の算定基となる年度の合計所得金額 ・500万円以下 50%減額 ・500万円超750万円以下 25%減額 ・750万円超1,000万円以下 12.5%減額	以下の要件をすべて満たす場合 ・被害を受けた時点で入所している児童の世帯 ・床上浸水世帯 ・被災世帯の保育料の算定基となる年度の合計所得金額が1,000万円以下 その他、全壊の場合は合計所得金額にかかわらず、100%減免	保育課 28 - 9024
一般廃棄物処理手数料の免除	一般廃棄物を環境センターへ搬入した場合、一般廃棄物処理手数料を免除 ※被災証明書は不要ですが災害調査は必要	床上浸水にあった方	施設管理課 48-5383
市営住宅の一時使用	3か月間、一時使用が可能。使用料は免除。（但し、光熱水費及び共益費は入居者負担。）	居住する住宅が、当分の間、居住不可能な状態であること（災害救助法が適用されない災害に限る）	住宅政策課 85 - 7011

名 称	支 援 内 容	適 用 条 件	担当課
就学費用の援助	学校給食費、学用品費など小中学校の就学に必要な費用の一部を援助	小中学校に通う児童生徒の世帯で、災害により、市民税、固定資産税、国民健康保険税、国民年金保険料のいずれかの減免を受けた場合	学校教育課 85 - 7072
水道料金等の免除	被災日から初めての検針に係る2か月分の水道料金及び下水道使用料を免除	床上浸水にあった世帯	営業課 85 - 7094

市の各種支援を受けるには、災害調査が必要となる場合があります。
災害調査については、市活力創造部産業振興課（電話：28-9132）までご連絡ください。